

## 電気自動車の安全性について(UN-R100 関係)

### ● 適用範囲

電力により作動する原動機等を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

### ● 改正概要

- 電気自動車の安全性について、「電動パワートレインに係る協定規則(UN-R100)」の改訂案が、令和7年3月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- リチウムイオンバッテリー等を内蔵する充電式電気エネルギー貯蔵システム(REESS)を有する自動車は、熱連鎖(※)による危険な環境に乗員が曝されないことを規定した乗員保護要件に適合しなければならないこととする。  
※ 一部のセル(単電池)が熱暴走を起こした際に、その熱暴走現象が隣接セルに伝播する現象をいう。

### 【試験方法】

- 以下のいずれかの方法で単電池の熱暴走を再現し、要件に適合することを確認する。
  - ① 電池表面に取り付けた加熱素子を用いてセパレータの熱収縮による内部短絡を引き起こす方法
  - ② 電池へレーザーを照射し、その熱を用いてセパレータの熱収縮による内部短絡を引き起こす方法
  - ③ 電池内部へ取り付けられた加熱素子よりセパレータを溶融させ内部短絡を引き起こす方法
  - ④ 単電池に釘を刺すことにより内部短絡を引き起こす方法

### 【要件】

- 熱連鎖発生時に乗員が脱出できるように、以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - ① 運転者に対する警告信号を発生し、かつ、警告開始から5分間は熱連鎖によって引き起こされる火災、爆発及び客室内への煙の放出のいずれも発生しないこと。
  - ② 単電池の熱暴走が発生してから2時間以内に熱連鎖に至らないこと。
  - ③ 単電池の熱暴走が発生しないこと。

※従前より、REESS 内部の温度が最高動作温度を大幅に上回った場合に運転者に対して警告信号を発生する旨の規定あり。

### ● 改正時期(予定)

令和7年9月下旬

### ● 適用時期(予定)

新型車：令和9年9月

継続生産車：令和12年9月